

# 第491回

## 広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和5年11月29日)



## 第491回広島海区漁業調整委員会議事録

### 1 日時及び場所

日 時 令和5年11月29日(水) 13時00分～14時00分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52)

### 2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和5年11月16日(木)

招 集 者 会長 北 田 國 一

### 3 出席者

委員(15人) 北田國一、川岡勝義、高橋勝盛、濱松照行、箱崎照男、米田輝隆、  
樋口元武、下前清弘、林建志、山田正通、海野徹也、川下求、野田秀明、  
谷川正芳、松下博紀

県(6人)	農林水産局水産課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	木村 剛司
	〃	主 査	後藤 敬太
	西部農林水産事務所水産課	主 査	武田 高明
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(3人) 福地次長、中林主査、房尾技師

### 4 傍聴人(利害関係者等)

なし

### 5 議題及び報告結果

#### (1) 付議事項

第63号議案 広島県資源管理方針の変更等について

#### (2) その他

### 6 議事の経過

13時00分、事務局の福地次長から第491回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、1名

到着が遅れているため委員総数15名に対し14名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長からご挨拶をいただき、議事録署名者に山田委員と海野委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第63号議案 広島県資源管理方針の変更等について】

議長 はじめに、第63号議案「広島県資源管理方針の変更等について」を、上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第63号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

後藤主査 （資料1-1、1-2及び1-3により、広島県資源管理方針の変更について説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

山田委員 今後、資料にある11魚種と6魚種の資源管理を行っていくということだと思っておりますが、資源名に記載されている系群という言葉について、昔、まだい、ひらめ、とらふぐについては瀬戸内海西部系群と呼ばれていたと記憶しているのですが、系群の名称が変わった理由を教えてください。でないと、これまで行ってきた規制に関わるか関わらないかが分かりません。また、海水温の上昇により北海道でブリが獲れたり、トラフグは瀬戸内海の回遊が少なくなったり、魚の回遊経路が変わってきています。この先、これでずっとやっていくのか、適宜見直しをしながらやっていくのか、そこを教えてください。

後藤主査 系群についてですが、別紙3の1から11に系群の記載が6種類あります。これは国が定めているもので、かたくちいわしは瀬戸内海系群、先ほど言われたまだいについては中・西部系群に広島県は該当しており、東部は別の系群として扱われています。系群を変更した経緯については我々も理解はしておらず、申し訳ありません。国の方で系群を定めており、変更した詳しい理由については今回ご回答できないため、調べさせていただきます。2つ目の近年の海水温に上昇に関するところですが、毎年各漁協もそうですが国や県でもデータを取っていく状況になるので、このままではなく見直しをしていきます。特に今回は農林水産統計の数字を使っているのです、少なくとも1年ごとに数字を見ながら資源がどのようになってきているのか検討していきたいと思っています。

山田委員 さわらの資源に関してですが、以前、この委員会の場で瀬戸内海系群では無いのではないかというお話をさせていただきました。本筋の大きな群れが太平洋にあり、

その一部が豊後水道や紀伊水道に上がってきています。広島県と岡山県の県境をこの系群同士が越えるのかという話が昔ありましたが、それらの整理がどうなっているのか、また、元々は太平洋だと私は考えていますが、それを瀬戸内海系群というかたちの資源と考えていいのかというのを教えていただきたい。単純に漁獲量だけの話にするのか、系群として話をするのであれば違うのではないかと考えています。

後藤主査 申し訳ありません。そこまで深く検討できていませんでした。

山田委員 さわらは以前から瀬戸調や関係の方々が集まりさわらの資源をどういう風に考え、網目規制や春漁・秋漁の規制をどうするか等を話し合ってきた経緯があります。漁獲の手法や時期が固まってきているので、さわらを本当に瀬戸内海系群として扱っていいのか、私は東部の系群と西部の系群が違うと思っているのですが、そこをはっきりさせないと、今こういう形で決めますよという話にはならないのではないのでしょうか。TACだけの話であれば、今までやってきた網目制限等の漁獲規制も考え直し、濱松委員から出ている漁期の前倒しの要望も考えて良いのではないかと考えています。

濱松委員 今、山田委員がおっしゃったように、同じ瀬戸内の中でも、獲れる期間は一定ですが、獲れる時期が違います。上下から来た魚が備後海域では終漁のような状態で辿り着くまでにみんな獲られているため、前倒しの要望をさせていただいています。各県で多少融通できるような規則にしてもらわないと、漁業者が泣く目にあいます。各県統一の規制となると、使う道具も全然違います。

福地参事 先ほど後藤主査から説明がありました別紙3に載っている魚種の中で系群という言葉を使っているものについてですが、現在資源評価を行っている国の方で回遊や繁殖等のデータを集め一つの塊として捉えて付けられているものだとということで、その資源評価の結果を行政や漁業者へ説明していただき、話をしている段階です。その中で、都道府県の研究機関や漁業者からそのくくり方はどうなのかというご意見も出ています。しかし、今現在国が出している系群としての資源の評価に沿ったものの考え方をしていきながら、合わないところが出れば考えるし、回遊の状態が違うというところも過去5年間のデータを取って目標値を据えています。目標も5年に1回程度は、今のままでいいのかということで変えていきますし、その中で回遊量が減ってくれば評価の中身にも影響するので、資源管理とそれに沿った取り組みを走りながら進めていくため、今ここで出しているものが不変というわけではないのでご了解ください。それと、系群については呼び方が変わった理由については説明ができませんが、国の方でデータを解析した結果で作られた一つのグループ分けと捉えていただければと思います。

松下委員 先ほどの議論の話に関連しますが、そもそも資源評価のデータのリソースはなんのでしょうか。温暖化や環境の変化で魚の回遊が変わるというお話をされましたが、

国や県が資源評価をする前の事実のリソースはどのように拾っているのでしょうか。

木村課長 各県の漁獲量を国と各県の研究者が分析をします。漁獲量のデータが元になり、資源量を推定していきます。その中で塊があるので日本海の魚と瀬戸内海の魚では移動の状況も違うのでそれを系群という扱いにし、さらに瀬戸内海の系群が増減しているかを毎年国が資源評価しています。先ほど山田委員からもご意見がありましたが、今週、国の担当者が来られて意見交換をする場があるので、さわらの系群の取り扱い、あるいは広域回遊をするさわら等について各県の資源管理方針の中にとどのように落とし込んだらいいのかは横の連携が必要になると思いますので、議論しながら進めていきたいと思っています。

山田委員 今の話に関連するのですが、7ページの記載例、第2資源管理の方向性に「今後5年間で単位漁獲努力量当たり漁獲量を10年前の水準に戻す。」と書かれています。それぞれの年でC P U Eを取っていないとこの表現はできないと思うのですが、C P U Eを国や県がずっと管理しているのでしょうか。

後藤主査 国の方で調べられている魚種についてはまだ十分ではないが数字を拾っていつているところでは。

山田委員 10ページのあみ、まだこ、まなまこ等はM S Yの理論がないと数字が出てこないと思うのですが。

後藤主査 これはまだ評価できていません。

山田委員 目標というのはM S Yが出て初めて立つものだと思います。水産庁がこういったからということで書かれていると思いますが、もう少し県として内容を理解して説明していただかないと、この委員会や県の中で議論できないのではないかと思います。今度国の担当者がいらっしゃるというお話がありましたが、それを待って話を聞いてからの作業になるのではないのでしょうか。

松下委員 先ほど言ったリソースの事実の分析について学者とおっしゃっていたが、学問的な話になりますが、統計学の話なのか魚類の学問的な話なのか、漁業の話なのか、学問的な発想によって目的地なのか実際の数値なのかが変わってくると思います。学者と言ってもどういう学問なのか教えてください。

木村課長 水産資源学といって、統計を取りつつ魚の生態を考慮して推定していくものです。国には魚ごとの専門家が複数人いますが、各都道府県レベルだとそこまで詳しい分析ができません。その為、国の詳細なデータを貰いつつ県の方で決めていくのが現実的なやり方だと思っています。

松下委員 広島県は分析をしているだけということですね。

後藤主査 農林水産統計の数値から平均値を出したということしかできていません。

海野委員 国の水産研究所には、それぞれの魚の担当がいます。本来ならすべての県でデータを吸い上げるのが良いのですが、都道府県に委託して評価を行っています。すご

く極端に言いますが、1県分のデータを瀬戸内海のデータ全部に引き伸ばしてたりもします。本当に県レベルで詳細なデータ解析をやっているかと言えばそうではないのが現状だと思います。資源の方は国も一生懸命やっているが、マンパワーの面でなかなか難しいところがあります。資源評価をちゃんとしている6番の魚種というのは意外に少ないのが現状だと思います。

福地次長 山田委員さんから7ページ5の別紙3記載例というところで第2の資源管理の方向性というところについて、こういった単位漁獲努力量当たりの漁獲量をどうするといった話はMSYに基づいた資源評価がきちんとできていないとできないのではというご指摘がありましたが、別紙3はあくまでも記載例として資源管理、資源評価の状況レベルで、それがどういう段階にあるかは魚種ごとに全部違っており、今回取り上げる魚種で一番よくできているのがかたくちいわしからとらふぐまでの6種類です。それ以外のものはできていないので単位漁獲努力量当たりのことは語れないため、別の表現をさせてもらっているのが次ページのものになります。こういったものについてはまだ系群という捉え方もされていないので、広島県にいるものについて、瀬戸内海で纏まっているデータがあれば参考にして、農林水産統計等のデータを使いながら、瀬戸内海のものであれば瀬戸内海、県内のものであれば県内のもという資源の名前である程度の範囲を決めながら、その範囲の中であるデータを使って目標を定めています。例えば漁獲量の積み重ねしかなければ、過去数年間の漁獲量の平均を当面の目標としておくとかです。漁獲報告の中から具体的なトン数のデータを使って農林水産統計の代わりとしたのがサヨリですが、持っているデータを使って当面の目標を定め、データが更新されれば更新して見直しをする、あるいは別の資源の範囲の捉え方がされればそれに沿って捉え直しをするという形で変わっていくものだという事になります。そのようにご理解いただければと思います。

山田委員 この数字が元になって、漁業共済制度を利用して漁業収入の安定対策を行うことになると思うが、ある程度のレベルの数字が出ないと漁業共済制度を通じてというのができないのではないか。

福地次長 共済制度は方針の中で、魚種ごとにどういう状況を目指すという資源管理の方向性が示され、どういう手法でやっていくのかというところは具体的なものはなく、協定を作るという中身になっています。協定の中ではこれまでの資源管理計画と大きくは変わらず、定期休漁や種苗放流をします等の資源管理に資するような、個々の漁業者が取組可能なものを規定していただき、それを履行し取り組んでいただく形になっています。資源管理方針は魚種ごとに定められているのですが、広島県の漁業の場合、単一魚種を獲る漁法がそこまで多くなく、複数の魚種をまとめて獲る漁法も複数あり、漁協や浜ごとに取組内容が違います。それを一律週休何日にする

という形で取り纏めてしまうことが今の段階ではできませんので、まず資源管理協定としては漁業協同組合ごとに、その所属する漁業者が行なっている漁法、漁業種類ごとに対象になる魚をある程度この17種の中から想定し、作っていただくようになります。それについて週休1日あるいは2日とか、1か月のうちにお休みを5日取ります、あるいは8日取りますといったような中身の物が、そしてあと種苗放流もあるのですが。定置網でしたら1年間の内、何か月間休漁しますとか、そういった中身の物を作っていただいて順守していただく。そこを確認させていただき、きちんとやっておられる方については共済制度で補償をしっかりと行うという形になっています。

松下委員　そもそも資源管理協定というのは県と漁業組合との協定という理解ですよ。

福地次長　いいえ。複数の漁業者達が私たちはこれを守りますという形で、漁業者が協定を結んでいるものです。

松下委員　私人間ですか。

福地次長　そうです。

松下委員　組合間で協定をするということですか。

福地次長　組合の中でです。

松下委員　それを県が促すということですか。

福地次長　そうですね。結んでいただいた中身を県が認定するということになります。

海野委員　資源管理のパターンというところで、例えばたちうおだと「現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ」とありますが、どういう意味ですか。あまり獲らないでということですか。

後藤主査　漁船の数が増えることはあまりないかと思いますが、現状を維持するということです。

海野委員　現状を維持するということですね。

後藤主査　許可をどんどん出すというわけではありません。

海野委員　そういう意味ですか。年間の漁獲量について直近5年間のものを目指すということですね。

後藤主査　はい。

海野委員　もしも、そうやっても資源が回復しない場合は手を打つということですか。

後藤主査　県で行っている増殖場を増やすなどの施策はあるのですが、そこまでは触れていません。

海野委員　具体的なことは全く触れなくてもいいのですか。例えば取組をしても、資源が現状維持どころか減っていくということになれば何か対策を入れるとか。資源管理というよりもこれは漁獲規制のように感じます。なかなか獲れないので、具体的にどういうアクションを起こすかというのは、資源管理として、何も無いのはどうなの



かなと思います。方向性を決めるのはいいのですが、それでどうするのかかなと思います。

後藤主査 県としても大きな課題の一つと認識しています。

海野委員 細かいことですが、11番のあれはいか類のしりやけいかとあるがこういかではないでしょうか。

後藤主査 国の方でしりやけいかを調べているデータがありましたので、そこを参考にさせていただきます。

山田委員 タチウオ等はほとんどゼロのような漁獲状況です。どうしてこんな数字が上がるのですか。

後藤主査 平成29年の農林水産統計の数値が千何トンあります。令和3年まで農林水産統計が出ていまして、これがギリギリ100トン。令和4年の数値はまだ出ていませんが、もっと下がっていると思われま。これを5年間平均にすると実態とはずれた数値になる。3年間で行う方法等もあったのですが、5年間にさせていただきました。

山田委員 上がる見込みがあればいいが、ずっと下がりゼロになっている状況で、今後は上がるんですか。

後藤主査 あまり見込めないかとは思いますが、5年間での見直しや農林水産統計でどんどん更新されていきますので、そういった数字も参考にしながら、減っていく資源に対してどういうことをすればいいのかというのを、この資源管理方針に関わらず全体的に考えていきたいと思ひます。

山田委員 数字もですが、やり方を精査していただかないと、みなさん納得しにくいと思ひます。あまりにも現実とかけ離れた数字が上がっていますし、水温が上がっているという話もありますし、当然ヒラメだったら水温が高くなるといなくなりますからね。それらも踏まえて、どうすればいいかをもう一度考えていただきたい。

福地参事 資料1-1の最後、今後の予定ということで方針について、委員会に諮問をし、その後大臣の承認を受け県報で告示というようにされているのですが、方針の方で魚種が主に定まればというところにはなるのですが、今度は並行して資源管理協定も各漁協で策定する作業を進めていただく必要があります。資料1-1の一番下にも記載していますが、自主的な取組を定める資源管理協定は令和5年度中に移行することになるので、令和6年3月中には協定を結び、県の認定を受ける所まで持つて行く必要があります。今年度は12月に委員会を開催する予定はあります。魚種がある程度固まれば作業を進めることはできるのですが、それからになると各漁協の日程も押してくるようになります。

議 長 他にはありませんか。

山田委員 今の17魚種ですか、これ全部を今回の協定で扱わないといけないのでしょうか。

福地参事 とらふぐまでの上位6種類ですが、ここはTAC管理の候補になっているので、

実際に広島県に具体的な数字で漁獲の割り当てが来るかはわかりませんが、上に別紙1という形で並んでいるまいわしやまあじ等と近いうちに同レベルになる可能性が高いものです。それ以外のたちうおから下のひじきまでは、共済契約と関係のある魚種となる為、これらを外すと一部の共済契約の中で協定が作れない可能性があり、この17種類は入れていきたいというのがこちらの思いです。

松下委員　たちうおとかの実現の可能性があるかどうかという話をされていたと思うが、実現可能性がないものについて資源の回復を求めるとするのは、資源確保というか資源管理の名もとの漁業規制の側面があるのではないかと思いました。そうすると、資源管理協定という体裁で、資源の管理・維持の名のもとに漁業規制をする側面について検証すべきではないかと思いました。

山田委員　今度、水産庁の担当が来られますので、この委員会で出た意見も含め協定締結まで持っていけない部分もあるのではないかということを検討してください。今の状態ではやりますという話にならないと思います。

木村課長　先ほど日程的にはタイトであるとお示ししましたが、今日の説明ではご理解いただけないということも理解しましたので、再度12月の委員会でお示しさせていただきたいと思います。17魚種あるうちの上の方は十分な資源評価がされていますが、たちうお以下はそこまでの漁獲量なりの数字がありません。どのような動きをしているか理解できていないので、その辺もお示ししながらというところでよろしいでしょうか。

米田委員　今、12月にと言われたが、共済の関係があり、3月までは忙しいはずですが、間に合わないのはしょうがないが、3月までに協定を作らないと共済に入れない状態になるので、なるべく早くお願いします。

福地次長　最後に今のお話までをまとめます。資源管理方針の変更について今回、上程させていただきましたが、現状の説明ではご理解、ご納得いただけないということで、12月中旬までにもう一度、別件もありますが委員会を開く機会がありますので、その際に改めて説明をさせていただければと思っております。ご指摘のあった事項ですが、資源管理の名を借りた漁獲規制ではないのかというご指摘もありましたが、資源管理協定の中身と言いますのは、今現在各漁業者が共済契約を結びつつ現行の自主的な管理の取組の中でやられていること、それ以下にならない程度に協定を結んで取り組んでいただくことをお願いするものでして、資源管理の方針としてこのようなものを作ったので今までの休漁日を倍にしろとかを求める内容ではございません。基本的には今の取組をそのまま引き継いで行っていただくようお願いをしようと思っております。その他、魚種選定の細かいところや、各魚種に関しての資源評価の状況などは資料を整えて説明をさせていただければと思っております。県と協議をして進めます。

議 長 次の会議まで保留ということでよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 それでは第63号議案は保留ということでよろしく申し上げます。他にはありませんか。

谷川委員 11月1日をもって委員となった大崎上島町長の谷川です。新任であったにもかかわらず遅参したこと誠に伏してお詫び申し上げます。申し訳ございません。新参者ではございますが、大崎上島町の周りも漁場として良く、組合も色々苦勞しておりますので皆様のお力添えをいただければと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれをもちまして終了したいと思います。

福地次長 この後、休憩を挟んで令和5年度第1回広島海区漁業調整委員会協議会を開催いたしますので、この時計で14時15分までにお集まりください。

(14時00分閉会)